

■報告第13号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
～15号

【要旨】

町道において発生した自動車物損事故の損害に対し、相手方との示談が成立したため、国家賠償法第2条第1項に基づく賠償額を決定したもので、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第2の規定に基づき、専決処分したので、同法同条第2項の規定に基づき報告するものです。

【内容】

○報告第13号

発生場所	四万十町昭和 町道昭和・戸口線
概要	平成25年4月24日午前9時57分、(略)所有の自動車で、(略)が町道昭和・戸口線を走行中、道路脇の山手側から落石があり、フロントガラスと車体を損傷したもの
専決処分日	平成25年6月25日
賠償金額	246,140円
相手方	住所 (略) 氏名 (略)

○報告第14号

発生場所	四万十町米奥 町道川奥線
概要	平成25年5月21日午前8時45分、(略)所有の自動車で、(略)が町道川奥線を走行中、横断溝のグレーチングが跳ね上がり、車体を損傷したもの
専決処分日	平成25年7月26日
賠償金額	368,075円
相手方	住所 (略) 氏名 (略)

○報告第15号

発生場所	四万十町東川角 町道山王中堤線
概要	平成25年7月1日午後0時00分、所有の自動車で町道山王中堤線を走行中、グレーチングが跳ね上がり、車体を損傷したもの
専決処分日	平成25年8月7日
賠償金額	59,000円
相手方	住所 (略) 氏名 (略)